

# 駐車場整備地区

## 1 駐車場整備地区とは

駐車場法第3条で「自動車交通が著しくふくそうする地区で、道路の効用を保持し、円滑な道路交通を確保する必要があると認められる区域」として都市計画法第8条により都市計画決定した地区。

## 2 どんな規制があるか

札幌市では「札幌市建築物における駐車施設の附置等に関する条例」（駐車場附置義務条例）を制定し、建築物の用途・床面積などにより附置すべき駐車台数を定めています。

駐車場整備地区内では、商業地域、近隣商業地域と同様の基準の他、荷捌き駐車施設に附置すべき台数の基準が適用されます。



駐車場整備地区の区域

駐車場整備地区	
指定面積	約 383h a
区域	市道北9条線以南 菊水旭山公園通(南9条)以北 石山通(西11丁目)以东 東3丁目通以西 に囲まれた区域
法定年月日	平成元年4月1日
告示番号	札幌市告示第215号